

道路運送車両法

1 . 案内情報

- 手続名 : 登録校正業務規定の届出
手続根拠 : 指定自動車整備事業規則第13条の6
手続対象者 : 指定自動車整備事業規則第13条第1項の指定を受けた者
提出時期 : 校正業務の開始前
提出方法 : 申請書等に必要事項を記入の上、添付書類とともに、地方運輸局へ提出してください
手数料 : なし
添付書類 : 管轄する地方運輸局整備課へお問い合わせください
申請書様式 : 管轄する地方運輸局整備課へお問い合わせください
記載要領・記載例 : 管轄する地方運輸局整備課へお問い合わせください

2 . 窓口情報

- 提出先 : 管轄する地方運輸局整備課
受付時間 : 地方運輸局整備課へお問い合わせください
相談窓口 : 地方運輸局整備課